

(仮称) 山武市中小企業振興基本条例 (素案)

(前文)

山武市は、古くからの農山漁村地域であって、稲作はもちろん野菜や果実の生産も盛んで、本市を代表する山武杉を活用した林産物、九十九里浜の海の幸と、自然豊かな地域であるとともに、観光リゾート地として海水浴やゴルフ、テニスなどのスポーツも楽しめ、若者にも魅力ある地域資源を有しています。近年では、農林水産業はもとより、様々な地域資源を活用し、多くの産業が形成されるなど、自然と共に暮らすまちとして発展してきました。

この間、市内の大多数を占める中小企業者等は、創意工夫と健全な企業経営により、地域経済の牽引役として重要な役割を果たすとともに、地域経済の基盤形成や雇用、市民生活の向上、まちの形成に大きく貢献してきました。

しかし、近年の中小企業者等を取り巻く環境は、人口減少に伴う需要の減少、経済活動のグローバル化による競争の激化、少子高齢化等に伴う後継者不足や人手不足など様々な要因により、事業継続が危ぶまれる状況に直面しています。

このような中、市民が誇りを持って住み続けたいと思えるまちづくりを実現するためには、地域経済の持続的発展が必要であり、そこに求められる中小企業者等の役割は大きく、中小企業者等の自主的努力に加え、行政、市民、経済団体等が中小企業の振興の重要性を認識し、地域社会全体で中小企業の振興を推進していくことが重要です。

ここに、山武市は中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、地域社会が一丸となって中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、山武市における中小企業の振興について、基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者等の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」とい

- う。) 第2条第1項各号に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第2項に規定する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び小企業者をいう。
- (5) 中小企業団体 商工会、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合その他の中小企業の振興を目的とする団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学その他職業に必要な能力の育成を行う機関のうち、市内で活動する機関をいう。
- (8) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関及び千葉県信用保証協会をいう。
- (9) 図書館 図書館法(昭和25年法律第118号)に規定する図書館のうち、市内で活動する図書館をいう。
- (10) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (11) 産学公民金 中小企業者等、中小企業団体、大企業者、農業者、教育機関等、行政、市民、金融機関、図書館、メディア等の中小企業の振興支援に係る者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力による経営力の向上等、中小企業者等の主体性が尊重されること。
- (2) 中小企業者等の経済的・社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (3) 産学公民金が、情報共有、教育活動、コミュニティ維持等の様々な活動に

より、地域内連携の推進を図ること。

(4) 中小企業の持続的発展及び消費者の理解や支援による地域内経済循環を形成し、地域経済の活性化を図ること。

2 小規模企業及び小企業の振興は、前項に規定する中小企業の振興に関する事項のほか、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

(1) 中小企業の中でも多数を占める小規模企業及び小企業が地域の経済及び雇用を支える極めて重要な存在であることに鑑み、小規模企業者及び小企業者の事業の持続的な発展が図られること。

(2) 経営資源の確保に苦慮することが多い小規模企業者及び小企業者の経営状況に応じ、必要な配慮が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業者等の将来的展望等を調査研究するとともに、中小企業振興施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の策定及び実施に当たっては、当該施策に中小企業者等をはじめとする関係者の意見を反映させるため、産学公民金での連携を図り、その協力関係を構築しなければならない。

3 市は、関係行政機関と相互に連携を図り、協力することで、中小企業の振興及びこれに関する施策の円滑かつ確実な実施が促進されるよう努めなければならない。

4 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、経済的・社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、経営の革新及び経営基盤の強化について自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等とともに基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、中小企業者等の地域の中小企業団体への加入並びに各種事業者間の連携及び交流の推進に努めるものとする。

3 中小企業団体は、市が行う中小企業振興施策に積極的に連携するとともに、中小企業振興事業を積極的に推進するものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携に努めるものとする。

3 大企業者は、中小企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業者等の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、中小企業者等が基本理念の実現に向け取り組む事業活動に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、自主的に、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じて地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

3 前2項の規定による協力は、学校その他教育に関係する者の自由かつ自律的な意思のみに基づいて行われるものとする。

(市民の理解及び協力)

第 10 条 市民は、中小企業の振興が市民生活の維持及び向上並びに地域貢献活動の継続及び発展に重要な役割を果たしており、今後の地域づくりの推進においても不可欠の存在であることを理解し、中小企業者等の成長発展の協力を努めるものとする。

2 市民は、地域経済の循環を担う消費者として、市内で生産、製造又は加工される物品を消費し、及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(図書館による支援)

第 11 条 市は、図書館が中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、情報の提供等を通じて支援を行うことにより、中小企業者等の成長発展に協力するものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)

第 12 条 市及び中小企業等は、児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促すとともに、教育機関等その他機関と連携を図りながら、職業に関する情報や、体験の機会の提供等を実施することにより、地域を担う人材の育成を推進し、市内への定住が図られるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見の聴取)

第 14 条 市は、この条例の目的を達成するため、産学公民金の代表者による会議を設け、施策の妥当性等について協議するものとする。

2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業者等をはじめとする関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 市は、毎年度、中小企業の振興に関して講じた施策の実施状況について公表するものとする。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。